

## 実地検査を受けられた事業所の方へ

実地検査により介護給付費の返還が生じる場合は、自主点検を行ったうえで、以下の手順により返還を行ってください。

1 実地検査を実施した指導監査課に期限までに改善状況報告書を提出し、内容について確認を受けてください。（書類に不備があったり改善の状況が不十分だったりした場合は再提出となるため、「この改善状況報告書で良いです」という確認まで行ってください）

2 実際の介護給付費の返還は各保険者とそれぞれ行います。八王子市以外の区市町村にも返還がある場合はそれぞれの介護保険担当課に連絡し、指示を仰いでください。

### 3 返還の流れ

(1) 改善状況報告書、介護報酬返還承認書及び八王子市分の介護報酬返還額一覧表を指導監査課に提出してください。

(2) 提出していただいた書類を指導監査課が確認します。内容に不明な点がある場合、問合せ、あるいは再度自主点検をお願いすることがあります。

(3) 指導監査課で確認ができましたら、指導監査課からご連絡しますので、返還の手続きに入っていただきます。ただし、介護保険課の確認が終わるまでは利用者負担分の返還はしないでください。

① 原則として過誤申立により返還していただきます。

ただし、事業所が既に休・廃止していて国保連合会を通じて過誤処理による相殺ができない場合や、住宅改修費の支給など国保連合会を通じて支払をしていない場合には納付書を発行しますので、直接金融機関でお支払ください。

② 毎月市から事業者にお支払いする介護給付費の中で相殺しながらの返還になるため、毎月の支払額以上には返還できません。

件数が多い場合、金額が多額の場合には何回かに分割しての過誤になります。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・概ね30件以上は過誤申立書を電子データでも提出していただきます。</li><li>・実地指導による返還の場合、申立事由コードの下2桁は「99」になります。</li></ul> |
|--|

③ 再請求をする場合、必ず請求を取り下げた（過誤申立書を提出した）翌月に正しい請求を国保連合会に上げてください。

④ 生活保護受給者に対する公費は生活福祉課に、生計困難者に対する利用者負担の減額を実施して市から軽減に対する補助金を受けている場合は別途介護保険課に返還することとなります。

4 利用者への返金については事業者の責任において確実に行ってください。

ただし、施設に入っている方や多くのサービスを利用している方の中には、毎月一定

金額以上利用した分を「高額介護サービス費」として市からお返ししている方がいます。

そのため、給付費の返還によって利用者負担額が減額になると、利用者がすでに受給している高額介護サービス費にも影響し、支給した高額介護サービス費の一部又は全部を利用者から市に返還していただくことになります。

そのような場合、利用者の利便を図るため、高額介護サービス費分を利用者本人からではなく事業者から市に返していただくこととなりますので、利用者への返還は介護保険課の確認が済むまでお待ちください。該当がある場合は市からご連絡を申し上げます。

- ① 高額介護サービス費返還対象者がいる場合、市から事業者宛に（過誤申立書を提出いただいた翌月中旬までに）その旨、お電話にてご連絡します。
- ② 再請求をされた月の翌々月上旬頃、高額介護サービス費の返還通知を介護保険課より事業者宛にお送りします。（例：過誤申立書：1月提出、再請求：2月、高額介護サービス費返還通知：4月上旬頃）
- ③ 事業者から介護保険課へ「返還申出書」提出（②で様式例等もお送りします）
- ④ 介護保険課から事業者へ「納入通知書」送付
- ⑤ 事業者が金融機関にて納付
- ⑥ ⑤について納付後、利用者への返還額がある場合は利用者へ返金

例) 平成27年4月のサービス利用者負担額の合計が22,000円で  
非課税（合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下）の方は…

→利用者負担の上限額が15,000円なので、  
 $22,000円 - 15,000円 = \underline{7,000円}$ が高額介護サービス費として支給

→しかし、実地指導等の返還により、正しい利用者負担額は20,000円だったとすると、高額介護サービス費として支給されるべき金額は  
 $20,000円 - 15,000円 = \underline{5,000円}$  となるため、利用者が  
2,000円を市に返還することになります。

→利用者に了解を得て、事業者から利用者へ返金する2,000円を事業者から市に直接返還していただければ、“事業者から2,000円を受け取り、それを市に支払う”という利用者の手間を省くことができます。

問合せ先

<実地検査の内容について>

八王子市 福祉部 指導監査課 介護高齢担当

電 話 042-620-7296

FAX 042-622-7018

<介護報酬の返還について>

八王子市 福祉部 介護保険課 給付担当

電 話 042-620-7416

FAX 042-620-7418

\* 内容により、お問い合わせ先が異なりますのでご注意ください。

## 返還までの流れ

